

沖縄地方最低賃金審議会補欠委員候補者の推薦に関する公示

沖縄労働局一般公示 2-17号

最低賃金法（昭和34年法律137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令136号）第3条第1項の規定に基づき、沖縄地方最低賃金審議会使用者側委員の辞職に伴う補欠委員を任命したいので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者（又はその団体を含む。）は、下記「沖縄地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和2年4月24日

沖縄労働局長 福味 恵

記



沖縄地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律120号）第38条の各号のいずれにも該当しないもの。

3 推荐手続き

（1）推薦方法

推薦に当たっては別紙推薦書により、それぞれ推薦すること。

（2）推薦締切日

令和2年5月15日（金）17時

（3）推薦書の提出先

沖縄労働局労働基準部賃金室

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館3階

（電話番号 098-868-3421）

別紙様式

令和 年 月 日

沖縄労働局長 福味 恵 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名 印

(団体の場合は、所在地、名称、代表者職氏名を記入のこと)

沖縄地方最低賃金審議会の { 労働者 / 使用者 } を代表する委員候補者として下記の者を履歴書及び内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏名	年齢	現職 (現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること)	略歴

履歷書

氏名		生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所			電話			

歷史學

職歷

内 諾 書

沖縄労働局長 福味 恵 殿

令和 年 月 日

氏名 印

私は、沖縄労働局から沖縄地方最低賃金審議会委員に任命された場合には、同委員となることを内諾します。